

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年 2月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成30年度 工場排水等水質検査業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13290120 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島市内の工場排水、河川又は湖沼などの水質を検査するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成30年 4月 1日から平成31年 3月29日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市内一円 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 複数単価契約 |
| (12) 収入印紙 | 不要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	測定・検査>環境測定(計量証明事業)<水質・土壌> 測定・検査>水道法に基づく水質検査
イ	法令等による登録等	次の全て 計量法（平成4年法律51号）第107条の規定による広島県知事の計量証明事業（濃度）の登録を受けていること。 水道法（昭和32年法律第177号）第20条の4の規定による水質検査機関の登録があり、登録事項のうち「水質検査を行う区域」を広島県とし、「検査を行う事業所の所在地」を広島県内としていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（平成30年2月21日公告・平成30年度 工場排水等水質検査業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数の額とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額（当該額に小数第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記（1）～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年 2月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年 2月21日～ 平成30年 3月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年 2月21日～ 平成30年 2月28日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 環境対策課 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館1階） 電話番号 082-420-0928 /ファックス番号 082-421-5601 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年 3月5日～ 平成30年 3月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年 3月9日～ 平成30年 3月12日 (午前 8時30分～午後 5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年 3月13日 午後 1時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度 工場排水等水質検査業務仕様書

1 業務の名称

平成30年度 工場排水等水質検査業務

2 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月29日まで

3 履行場所

東広島市内一円

4 業務目的

水質汚濁防止法に基づき工場排水・河川・湖沼など（以下「工場排水等」という。）の水質分析を行う。

5 検査項目

(1) 一般項目

pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全磷

(2) 有害金属類

カドミウム、シアン、鉛、総水銀

(3) 六価クロム

六価クロム

(4) 砒素

砒素

(5) ほう素

ほう素

(6) ふっ素

ふっ素

(7) VOC

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジク

ロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

注) VOC は、上記について一括で検査するものとする。

(8) 1,4-ジオキサン

1,4-ジオキサン

(9) その他項目 1

アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、リン酸態磷

(10) その他項目 2

チラウム、シマジン、チオベンカルブ、アルキル水銀化合物、PCB、セレン

6 検査発注予定数量

4- (1) : 85 検体

4- (2) : 12 検体

4- (3) : 14 検体

4- (4) : 14 検体

4- (5) : 12 検体

4- (6) : 17 検体

4- (7) : 11 検体

4- (8) : 2 検体

4- (9) : 20 検体

4- (10) : 2 検体

7 検査方法

別紙2に示す。

8 検査の依頼方法

発注者は別紙検査依頼書を添付し、工場排水等の検体水を予め指定した期日に受注者へ輸送用コンテナに入れ、チルド郵送又は搬入する。ただし、緊急の場合等はその限りでない。

9 検査の実施

受注者は検査依頼を受け、検体水の受け取り後、速やかに検査を実施するものとする。

受注者は検査終了後、速やかに計量証明書を発注者に提出するものとする。

1 0 輸送用コンテナ及び検体採水容器の返却

輸送用コンテナ及び検体採水容器は検査終了後、持ち込み又は着払い郵送にて発注者へ返却することとする。

検体採水容器は洗浄し次回の採水に使用可能な状態で返却すること。ただし、大腸菌群数測定のための採水容器は返却不要とする。

1 1 委託業務実施責任者

受注者は契約締結後、次の（１）、（２）及び（３）に留意して業務実施責任者を定め、発注者に届け出るものとする。

（１）業務実施責任者には、資格を求めない。

（２）業務実施責任者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

（３）業務実施責任者は受注者との間で直接的雇用関係にある者とし、雇用関係が確認できる書類（社員証、雇用証明書又は健康保険証等）の写しを提出すること。

1 2 単価契約と発注予定数量について

本契約は単価契約である。履行区分（検査項目）ごとの発注予定数量は「６検査発注予定数量」に示すとおりとする。発注予定数量は予定であり、実施の業務履行にあたっては変動がある。ただし、限度額を上限とし、その２割を超えない範囲で減少する場合がある。

履行の過程において、やむを得ず履行数量が限度額の２割以上の減となった場合は、発注者と受注者において契約金額（単価を含む。）について協議し、必要があると認めるときは変更契約を行うものとする。ただし、発注予定数量が１であるものは１又は０の発注とする。

1 3 委託料の計算方法

本業務は、履行開始後、検査依頼毎を単位として委託料を請求できるものとし、委託料の計算方法は次のア又はイに示すとおりとする。受注者は、部分払い金を請求しようとするときは、当該履行期間の履行報告を行っていないなければならない。

ア 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者の場合

検査項目ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額に、当該額の１００分の８に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）を加算して計算した額。

イ 消費税等に係る免税事業者の場合

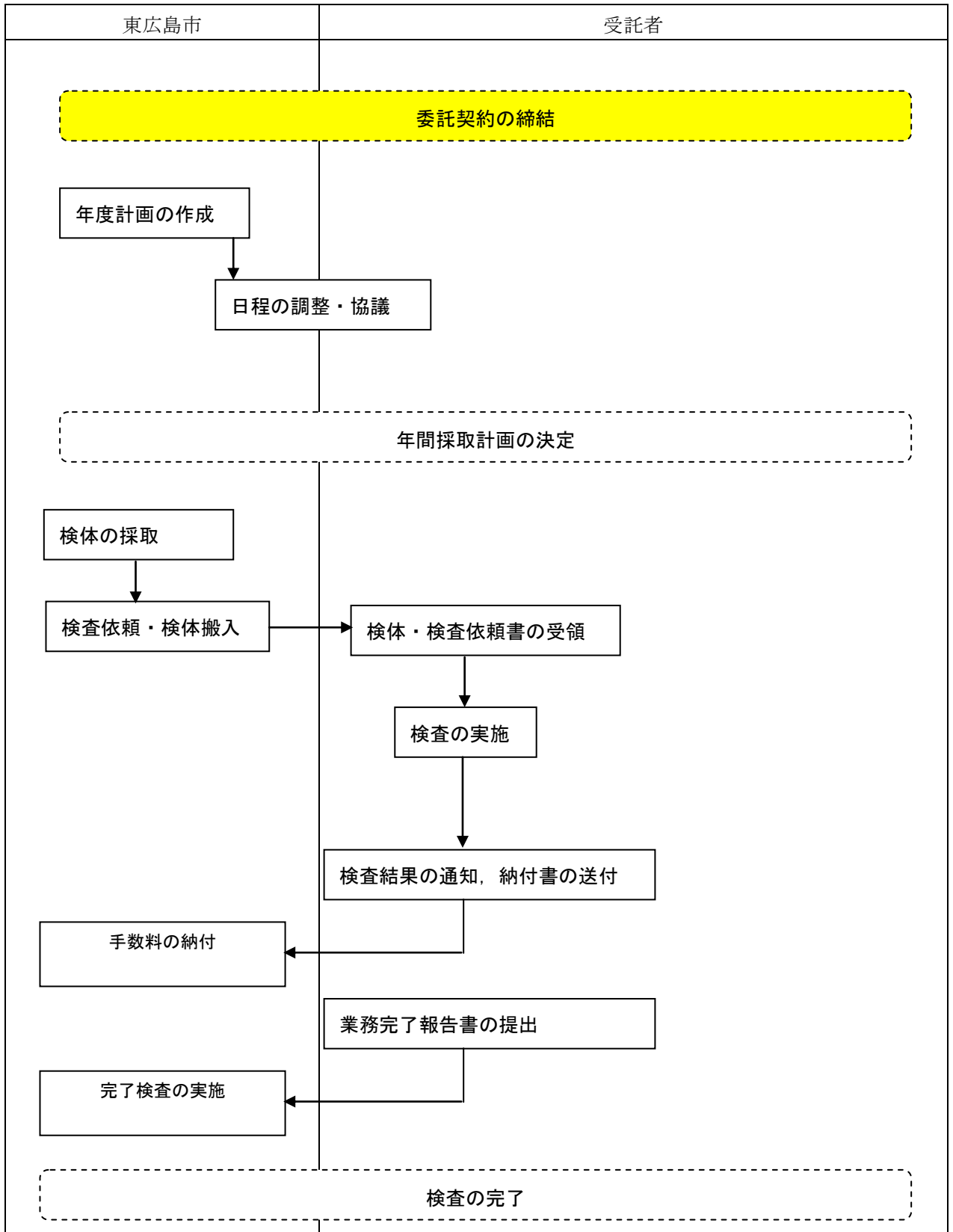
履行区分ごとの契約単価にそれぞれ履行数量を乗じて計算した額。

1 4 疑義の解釈

仕様書において疑義を生じた場合又は定めのない事項については、発注者受注者誠意をも

って協議し解決にあたるものとする。

検査実施フロー



水質の分析方法及び定量限界値等

測定項目	定量限界		表示桁数等	分析方法
流量		m ³ /s	小数点以下2桁	
水深		m	1桁	
気温, 水温		℃	1桁	
透視度		cm	1桁	
pH			1桁	日本工業規格(以下この表において「規格」という。)K0102の12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
DO	0.5	mg/l	1桁	規格K0102の32又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法)
BOD	0.5	mg/l	1桁	規格K0102の21
COD	0.5	mg/l	1桁	規格K0102の17
SS	1	mg/l	整数部分	水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号(以下この表において「告示」という。))付表9
大腸菌群数	0	MPN/100ml		最確数による定量法
ノルマルヘキサン抽出物質	0.5	mg/l	小数点以下1桁	告示付表13
全窒素	0.2	mg/l	2桁	規格K0102の45.2、45.3又は45.4(ただし海域は45.4)
全燐	0.05	mg/l	3桁	規格K0102の46.3
全亜鉛	0.01	mg/l	3桁	規格K0102の53に定める方法(準備操作は規格K0102の53のほか、告示付表10によることができる。また、規格K0102の53で使用する水については告示付表10の1(1)による。)
下層DO	0.5	mg/l	1桁	要測定指標の測定の実施について(平成24年3月30日環境省水・大気環境局水環境課長協力依頼(以下「協力依頼」という。))の別添1
透明度		m	1桁	
大腸菌数		MPN/100ml 又は 個/100ml	整数部分	協力依頼別添2
カドミウム	0.001	mg/l	4桁	規格K0102の55.2、55.3又は55.4
全アンモニア	0.1	mg/l	1桁	規格K0102の38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3
鉛	0.005	mg/l	3桁	規格K0102の54
六価クロム	0.04	mg/l	2桁	規格K0102の65.2
砒素	0.005	mg/l	3桁	規格K0102の61.2、61.3又は61.4
総水銀	0.0005	mg/l	4桁	告示付表1
アルキル水銀	0.0005	mg/l	4桁	告示付表2
PCB	0.0005	mg/l	4桁	告示付表3
ジクロロメタン	0.002	mg/l	3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.0002	mg/l	4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.0004	mg/l	4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.002	mg/l	3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	mg/l	3桁	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	mg/l	4桁	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	mg/l	4桁	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.002	mg/l	3桁	
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/l	4桁	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002	mg/l	4桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.0006	mg/l	4桁	告示付表4
シマジン	0.0003	mg/l	4桁	告示付表5の第1又は第2
チオベンカルブ	0.002	mg/l	3桁	
ベンゼン	0.001	mg/l	3桁	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	mg/l	3桁	規格K0102の67.2、67.3又は67.4
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.01	mg/l	2桁	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1
硝酸性窒素	0.1	mg/l	3桁	
亜硝酸性窒素	0.02	mg/l	3桁	

ふっ素	0.1	mg/l	〃	2	規格K0102の34.1又は告示付表6
ほう素	0.01	mg/l	〃	2	規格K0102の47.1、47.3又は47.4
1,4-ジオキサン	0.005	mg/l	〃	3	告示付表7
銅	0.005	mg/l	桁	〃 3	排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月、環境庁告示第64号)
鉄	0.1	mg/l	〃	1	
マンガン	0.1	mg/l	〃	1	
クロム(全)	0.1	mg/l	〃	1	
フェノール類	0.5	mg/l	〃	1	
クロホルム	0.001	mg/l	桁	〃 3	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成11年3月12日、環境庁水質保全局通知(以下「通知」という。))の別表に掲げる方法(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
1,2-ジクロロプロパン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
p-ジクロロベンゼン	0.001	mg/l	桁	〃 3	
イソキサチオン	0.0002	mg/l	〃	4	
ダイアジン	0.0001	mg/l	〃	4	同上(通知付表1の第1又は第2)
フェニトロチオン(MEP)	0.0002	mg/l	〃	4	
イソプロチオン	0.0005	mg/l	〃	4	同上(通知付表2)
オキシ銅(有機銅)	0.002	mg/l	〃	3	
クロタロニル(TPN)	0.0005	mg/l	〃	4	
プロピサミド	0.0001	mg/l	〃	4	
EPN	0.0005	mg/l	〃	4	
ジクロルホス(DDVP)	0.0005	mg/l	〃	4	
フェノカルブ(BPMC)	0.0001	mg/l	〃	4	
イプロホス(IBP)	0.0001	mg/l	〃	4	
クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	mg/l	〃	4	
トルエン	0.01	mg/l	〃	2	
キシレン	0.01	mg/l	〃	2	同上(規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
フタル酸ジエチルヘキシル	0.005	mg/l	〃	3	同上(通知付表3の第1又は第2)
ニッケル	0.001	mg/l	桁	〃 3	同上(規格K0102の59.3又は通知付表4若しくは付表5)
モリブデン	0.007	mg/l	桁	〃 3	
塩化ビニルモノマー	0.0002	mg/l	桁	〃 4	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日環境省水環境部長通知(以下「通知2」という。))付表1
エビクロピトリン	0.00004	mg/l	〃	5	同上(通知2付表2)
全マンガン	0.005	mg/l	桁	〃 3	同上(規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。))
ウラン	0.0002	mg/l	〃	4	同上(通知2付表4の第1又は第2)
アンチモン	0.001	mg/l	〃	3	同上(通知2付表5の第1、第2又は第3)
塩素イオン	0.1	mg/l	有効数字	3	規格K0102の35
アンモニア態窒素	0.01	mg/l	小数点以下	2	規格K0102の42
磷酸態磷	0.003	mg/l	〃	3	規格K0102の46.1
TOC	0.2	mg/l	〃	1	協力依頼別添3に定める方法
クロロフィルa	0.5	mg/m ³	桁	〃 1	海洋観測指針
トリハロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第5条第2項の規定に基づき、環境大臣が定める検定方法(平成7年6月16日、環境庁告示第30号)
クロホルム生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ジブロモクロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ブロモジクロメタン生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ブロモホルム生成能	0.001	mg/l	〃	3	
ふん便性大腸菌群数	2	個/100ml	整数部分		河川水質試験方法による標準法

1 表示桁数欄中、D O以下の特記するもののほかは、有効数字2桁とし、有効数字3桁目を切り捨てる。

2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は硝酸性窒素と亜硝酸性窒素が両方とも定量下限値未満の場合に定量下限値未満とする。2物質の測定値のいずれか一方が定量下限値未満の場合は、その定量下限値に代えて定量下限値の数値を測定値として扱う。